

特殊な車両の通行許可事務処理要領

制 定 昭和47年4月1日

土木局長 決 裁

最近改正 令和3年8月11日

- 第1 通 則
- 第2 許可申請
- 第3 申請の受理
- 第4 手数料の徴収
- 第5 申請の審査
- 第6 協 議
- 第7 回 答
- 第8 許 可
- 第9 許可証の滅失等の取扱い
- 第10 違反車両の取締り等
- 第11 報 告
- 第12 補 則

(通則)

第1 道路法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両（以下「特殊な車両」という。）についての同法第47条の2に規定する通行の許可に関する事務の処理については、この要領の定めるところによる。

(通行許可の申請)

第2 (1) 申請は、直接窓口に出頭させて行わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、郵送により行わせることができる。この場合においては、返信用切手貼付の返信用封筒を同封させるものとする。

(2) 申請は、特殊車両通行許可申請書（第1号様式）の正本及び副本に必要な事項を記載のうえ、次の付属書類を添付させるものとする。

- (イ) 道路運送車両法による自動車検査証の写し
- (ロ) 車両の諸元に関する説明書（第2号様式）
- (ハ) 車両内訳書（第3号様式）
- (ニ) 通行経路図及び通行経路表（第4号様式）
- (ホ) その他、許可を行うにつき必要と認めるもの

(3) 車両内訳書は、車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である複数車両の通行について、1の申請書により申請する場合（以下、「包括申請」という。）において添付させるものとする。この内訳書には、同一の型式（道路運送車両法第75条の規定に基づき指定される自動車の型式をいう。ただし、道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）第55条の規定に基づく基準の緩和を受けた自動車にあってはその内容が同一のものをいう。以下同じ。）の車両が複数あるときには同一の型式ごとに一括して車両番号を記入させるものとする。

(申請の受理)

第3 申請を受理したときは、申請受付簿に必要な事項を記載するものとする。

(手数料の徴収)

第4 他の道路管理者の管理する道路にわたる申請を受理した場合には、現金により手数料を徴収するものとする。

(2) 手数料は、1台の車両に係る申請を1件として徴収するものとする。ただし、連結車の申請については、トラクタを単位として手数料を徴収するものとする。

(3) 平成5年11月25日付け車両制限令の改正により高速自動車国道及び道路管理者が指定する道路を通行できるようになった車両(以下、「新規格車」という。)については、本市内を通行する場合に限り、手数料を徴収しないものとする。

(申請の審査)

第5 (1) 申請を受理した場合には、次の審査を行うものとする。

(イ) 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認められるものであるか否かを審査すること。

(ロ) 申請に係る車両については、通達昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号・道企発第57号より定められた特殊車両通行許可限度算定要領(以下「算定要領」という。)及び通達(昭和49年6月20日付け建設省道交発第22号)により作成された道路情報便覧を使用して審査すること。

(ハ) 申請に係る車両の諸元が算定要領により算定できる範囲を超えるか、又はその通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていないものについては、道路交通に与える影響等を考慮のうえ、運行経路に係る道路について個々の道路の構造に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査すること。なお、必要に応じて関係各課に意見を求めること。

(ニ) 申請に係る車両の通行期間等が適切であるか否かを道路の構造及び道路交通に与える影響を考慮のうえ審査すること。

(ホ) 申請に係る車両の通行経路に係る道路について長期間にわたり通行の禁止又は制限が実施されているか否かを審査すること。

(2) 第4の(3)に記載の新規格車がその他の道路を通行する場合については、前項の規定にかかわらず次の審査を行うものとする。なお、申請にあたっては車両の諸元に関する説明書の添付は要しないものとする。

(イ) 重量については、車両の諸元にかかわらず、次の諸元を用いて審査を行うこと。

総重量 25トン(最遠軸距7メートル)

最大軸重 9.5トン

隣接軸重 19トン(隣接軸距1.3メートル)

(ロ) 高さについては、申請車両の高さを用いて審査を行うこと。

(ハ) 長さ、幅については審査を要しないこと。

(協議)

第6 (1) 他の道路管理者との協議は、協議書(第5号様式)及び附属書類の写しを送付することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話連絡により

協議することができる。この場合においては、協議内容を書面に記録しておかなければならない。

(2) (1)にかかわらず、道路情報便覧の資料の作成に際して、一般的包括的に事前協議を行った道路管理者相互間において、算定要領及び道路情報便覧により処理することができる場合には、これらにより協議があったものとして取り扱うことができる。

(協議の回答)

第7 (1) 協議を受けた場合は、第5の審査に準じて必要な調査を行い、当該車両の通行の可否、付すべき条件等協議を行った道路管理者が処分するにあたって必要な事項をすみやかに回答するものとする。

(2) 回答は、協議回答書(第6号様式)を送付することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話連絡により回答することができる。この場合においては、回答内容を書面に記録しておかなければならない。

(許可)

第8 (1) 許可する場合には、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要な条件を付さなければならない。ただし、新規格車については積載する貨物のいかに関わらず重量に関して算定要領によるA条件を超えない範囲で特殊車両通行許可の対象とする。

(2) 条件の付与は通行経路、通行時間の指定、徐行、誘導車の配置、橋梁等における連行の禁止、その他必要な事項を条件書(第7号様式)に具体的に記載して行うものとする。

(3) 許可したときは、指令番号簿に必要な事項を記載するものとする。

(4) 許可しない場合は、その旨を不許可通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(許可証の滅失等の取扱い)

第9 許可を受けた者から許可証を滅失、き損又は汚損したため許可証の再交付の申請があったときは、許可証再交付申請書(第9号様式)により申請させるものとする。この場合において、き損又は汚損を理由とするときは、当該き損又は汚損した許可証を添付させるものとする。

(違反車両の取締り等)

第10 (1) 許可又は許可の際付した条件に違反し、若しくは許可を受けずに特殊な車両を通行させている者(以下、「違反者」という。)に対しては、所轄警察署と十分協議のうえ、必要に応じて警察署長に告発するとともに、警告、措置命令及び許可の取消し等を行うことができる。

(2) 告発は、告発状(第10号様式)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行うことができる。

(3) 警告又は措置命令は、原則として警告書(第11号様式)又は措置命令書(第12号様式)を違反者に交付することにより行うものとする。

なお、措置命令の内容は、違反の様態、道路及び交通の状況、とり得る措置等を勘案し、通行の中止、積載物の分割、軽減及び他の道路への迂回等とする。

(4) 許可の取消しは、あらかじめ聴聞を行ったうえ、取消し通知書（第 13 号様式）を違反者に交付することにより行うものとする。

また、当該許可が他の道路管理者が管理する道路に係るものであるときは、違反事実通知書（第 14 号様式）により、他の道路管理者に対し違反事実等について通知するものとする。

(5) 許可を取消した場合は、すみやかに許可証を返還させるものとする。また、他の道路管理者が管理する道路に係る許可を取消したときは、他の道路管理者にその旨を通知するものとする。

(報告)

第11 (1) 申請件数、許可件数、協議件数、手数料収入額、告発件数、措置命令件数その他許可状況等について前年度の許可状況報告書（第 15 号様式）を作成し、毎年 4 月 15 日までに国土交通省に報告するものとする。

(2) 特殊な車両に起因する事故（死亡若しくは重傷に係る事故、道路損傷に係る重大な事故又は長時間の通行止め、交通渋滞等社会的に重大な影響を及ぼした事故）が発生したときは、すみやかに国土交通省に電話連絡するとともに、特殊車両事故報告書（第 16 号様式）により報告するものとする。

(補則)

第12 この要領に定めのない事項については昭和 53 年 12 月 1 日付け道路局長通達建設省道交発 96 号「車両の通行の制限について」その他関係法令による。

附 則

この要領は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。